

「用地調査等業務共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成23年3月14日農村第2123号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>用地調査等業務共通仕様書【農業農村整備編】</p> <p>令和6年10月 沖縄県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1 ～ 1-3 [略]</p> <p>1-4 用地調査等業務の区分 ..... <u>4</u></p> <p>～</p> <p>1-24 <u>業務の中止</u> ..... <u>10</u></p> <p>～</p> <p>1-36 行政情報流出防止対策の強化 ..... <u>15</u></p> <p>1-37 保険加入の義務 ..... 16</p> <p><u>1-38 環境負荷低減への取組</u> ..... <u>16</u></p> <p><u>1-39 調査・試験に対する協力</u> ..... <u>17</u></p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>2-1 打合わせ等 ..... <u>17</u></p> <p>～</p> <p>2-3 業務計画書 ..... <u>17</u></p> <p>[削除]</p> <p><u>2-4 土地への立入り等</u> ..... <u>18</u></p> <p><u>2-5 算定資料</u> ..... <u>19</u></p> <p>第2節 数量等の処理</p> <p><u>2-6 建物等の計測</u> ..... <u>19</u></p> <p><u>2-7 図面等に表示する数値及び面積計算</u> ..... <u>19</u></p> <p><u>2-8 計算数値の取扱い</u> ..... 19</p> <p><u>2-9 補償額算定調書に計上する数値</u> ..... <u>20</u></p> <p><u>2-10 補償額の端数処理</u> ..... <u>20</u></p> <p>第3章 権利調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>3-1 [略]</p> <p>3-2 地図等の転写 ..... <u>21</u></p> <p>～</p> <p>3-8 転写連続地図の作成 ..... <u>23</u></p> <p>3-9 [略]</p>	<p>用地調査等業務共通仕様書【農業農村整備編】</p> <p>平成29年4月 沖縄県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1 ～ 1-3 [略]</p> <p>1-4 用地調査等業務の区分 ..... <u>3</u></p> <p>～</p> <p>1-24 <u>一時中止</u> ..... <u>9</u></p> <p>～</p> <p>1-36 行政情報流出防止対策の強化 ..... <u>14</u></p> <p>1-37 保険加入の義務 ..... 16</p> <p>[新設]</p> <p><u>1-38 調査・試験に対する協力</u> ..... <u>16</u></p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>2-1 打合わせ等 ..... <u>16</u></p> <p>～</p> <p>2-3 業務計画書 ..... <u>16</u></p> <p><u>2-4 調査職員への進捗状況の報告</u> ..... <u>17</u></p> <p><u>2-5 土地への立入り等</u> ..... <u>17</u></p> <p><u>2-6 算定資料</u> ..... <u>18</u></p> <p>第2節 数量等の処理</p> <p><u>2-7 建物等の計測</u> ..... <u>18</u></p> <p><u>2-8 図面等に表示する数値及び面積計算</u> ..... <u>18</u></p> <p><u>2-9 計算数値の取扱い</u> ..... 19</p> <p><u>2-10 補償額算定調書に計上する数値</u> ..... <u>19</u></p> <p><u>2-11 補償額等の端数処理</u> ..... <u>19</u></p> <p>第3章 権利調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>3-1 [略]</p> <p>3-2 地図等の転写 ..... <u>20</u></p> <p>～</p> <p>3-8 転写連続地図の作成 ..... <u>22</u></p> <p>3-9 [略]</p>

改正後	現行
第4章 用地測量	第4章 用地測量
第1節 境界確認	第1節 境界確認
4-1 公共用地境界との打合わせ …………… 24	4-1 公共用地境界との打合わせ …………… 23
～	～
4-10 面積計算の範囲 …………… 26	4-10 面積計算の範囲 …………… 25
第4節 用地実測図等の作成	第4節 用地実測図等の作成
4-11 [略]	4-11 [略]
<u>4-12 区分地上権設定範囲図の作成 …………… 27</u>	[新設]
<u>4-13 土地調書の作成 …………… 27</u>	<u>4-12 土地調書の作成 …………… 26</u>
<u>4-14 予定分筆 …………… 27</u>	<u>4-13 予定分筆 …………… 26</u>
<u>4-15 用地境界仮杭の設置 …………… 27</u>	<u>4-14 用地境界仮杭の設置 …………… 26</u>
第5章 登記資料収集整理等	第5章 登記資料収集整理等
5-1 [略]	5-1 [略]
5-2 地積測量図(案)等の作成 …………… 28	5-2 地積測量図(案)等の作成 …………… 27
～	～
5-4 責務 …………… 28	5-4 責務 …………… 27
第6章 建物等の調査	第6章 建物等の調査
第1節 調査	第1節 調査等
6-1 建物等の調査 …………… 28	6-1 建物等の調査 …………… 27
～	～
6-37 立竹木等 …………… 37	6-37 立竹木等 …………… 35
第7章 営業その他の調査	第7章 営業その他の調査
第1節 調査	第1節 営業その他の調査
7-1 営業その他の調査 …………… 37	7-1 営業その他の調査 …………… 36
～	～
7-6 補償額の算定 …………… 39	7-6 補償額の算定 …………… 38
第8章 消費税等調査	第8章 消費税等調査
8-1 消費税等に関する調査等 …………… 39	8-1 消費税等に関する調査等 …………… 38
～	～
8-3 補償の要否の判定等 …………… 40	8-3 補償の要否の判定等 …………… 39
第9章 予備調査	第9章 予備調査
第1節 調査	第1節 調査
9-1 予備調査 …………… 41	9-1 予備調査 …………… 39
～	～
9-10 補償概算額の算定 …………… 43	9-10 補償概算額の算定 …………… 42
第10章 移転工法案の検討等	第10章 移転工法案の検討等

改正後	現行
第1節 調査	第1節 調査
10-1 移転工法案の検討 ..... <u>43</u>	10-1 移転工法案の検討 ..... <u>42</u>
~	~
10-3 敷地使用実態の調査 ..... <u>44</u>	10-3 敷地使用実態の調査 ..... <u>42</u>
第2節 調査書等の作成	第2節 調査書等の作成
10-4 企業概要書 ..... <u>45</u>	10-4 企業概要書 ..... <u>43</u>
<u>10-5 配置図</u> ..... <u>45</u>	[新設]
<u>10-6 移転工法案の作成</u> ..... <u>45</u>	<u>10-5 移転工法案の作成</u> ..... <u>43</u>
<u>10-7 補償額の比較</u> ..... <u>46</u>	<u>10-6 補償額の比較</u> ..... <u>43</u>
第11章 再算定業務	第11章 再算定業務
11-1 再算定業務 ..... <u>46</u>	11-1 再算定業務 ..... <u>44</u>
11-2 再算定の方法 ..... <u>46</u>	11-2 再算定の方法 ..... <u>44</u>
第12章 土地評価	第12章 土地評価
12-1 土地評価 ..... <u>46</u>	12-1 土地評価 ..... <u>44</u>
~	~
12-6 残地等に関する損失の補償額の算定 ..... <u>48</u>	12-6 残地等に関する損失の補償額の算定 ..... <u>46</u>
第13章 補償説明	第13章 補償説明
13-1 補償説明 ..... <u>48</u>	13-1 補償説明 ..... <u>46</u>
~	~
13-6 説明後の措置 ..... <u>49</u>	13-6 説明後の措置 ..... <u>47</u>
第14章 地盤変動影響調査等	第14章 地盤変動影響調査等
第1節 調査	第1節 調査
14-1 地盤変動影響調査 ..... <u>49</u>	14-1 地盤変動影響調査 ..... <u>47</u>
14-2 調査 ..... <u>50</u>	14-2 調査 ..... <u>47</u>
<u>14-3 水準測量</u> ..... <u>50</u>	[新設]
<u>14-4 費用負担の可否の検討</u> ..... <u>50</u>	<u>14-3 費用負担の可否の検討</u> ..... <u>47</u>
第2節 算定	第2節 算定
<u>14-5 費用負担額の算定</u> ..... <u>50</u>	<u>14-4 費用負担額の算定</u> ..... <u>48</u>
第15章 費用負担の説明	第15章 費用負担の説明
15-1 費用負担の説明 ..... <u>50</u>	15-1 費用負担の説明 ..... <u>48</u>
15-2 概況ヒアリング等 ..... <u>51</u>	15-2 概況ヒアリング ..... <u>48</u>
~	~
15-6 説明後の措置 ..... <u>51</u>	15-6 説明後の措置 ..... <u>49</u>
第16章 騒音等調査	第16章 騒音等調査
16-1 騒音等調査 ..... <u>52</u>	16-1 騒音等調査 ..... <u>49</u>
16-2 調査の方法 ..... <u>52</u>	16-2 調査の方法 ..... <u>49</u>
第17章 事業認定申請図書等の作成	第17章 事業認定申請図書等の作成

改正後	現行
17-1 事業認定申請図書等の作成 ..... <a href="#">52</a>	17-1 事業認定申請図書等の作成 ..... <a href="#">49</a>
～	～
17-7 <a href="#">相談用資料</a> の作成方法 ..... <a href="#">53</a>	17-7 <a href="#">事前相談用資料</a> の作成方法 ..... <a href="#">50</a>
17-8 <a href="#">相談用資料</a> の添付図面の作成方法 ..... <a href="#">53</a>	17-8 <a href="#">事前相談用資料</a> の提出 ..... <a href="#">50</a>
17-9 <a href="#">申請図書</a> の作成 ..... <a href="#">54</a>	17-9 <a href="#">本申請図書</a> の作成 ..... <a href="#">50</a>
～	～
17-13 明渡裁決申立図書の作成方法 ..... <a href="#">54</a>	17-13 明渡裁決申立図書の作成方法 ..... <a href="#">50</a>
第18章 物件調書の作成	第18章 物件調書の作成
18-1 物件調書の作成 ..... <a href="#">55</a>	18-1 物件調書の作成 ..... <a href="#">51</a>
第19章 保安林解除等申請図書等の作成	第19章 保安林解除等申請図書等の作成
19-1 保安林解除等申請図書の作成 ..... <a href="#">55</a>	19-1 保安林解除等申請図書の作成 ..... <a href="#">51</a>
～	～
19-4 保安林解除等申請図書の作成方法 ..... <a href="#">55</a>	19-4 保安林解除等申請図書の作成方法 ..... <a href="#">51</a>
第20章 完了図書の作成	第20章 完了図書の作成
20-1 完了図書の作成 ..... <a href="#">56</a>	20-1 完了図書の作成 ..... <a href="#">51</a>
～	～
20-3 完了図書の作成方法 ..... <a href="#">57</a>	20-3 完了図書の作成方法 ..... <a href="#">53</a>
第21章 内水面漁業等調査	第21章 内水面漁業等調査
21-1 内水面漁業等調査 ..... <a href="#">58</a>	21-1 内水面漁業等調査 ..... <a href="#">54</a>
21-2 調査の方法 ..... <a href="#">59</a>	21-2 調査の方法 ..... <a href="#">54</a>
第22章 阻害要因の調査及び処理方針の作成	第22章 阻害要因の調査及び処理方針の作成
22-1 阻害要因の調査及び処理方針の作成 ..... <a href="#">59</a>	22-1 阻害要因の調査及び処理方針の作成 ..... <a href="#">54</a>
～	～
22-9 用地補償処理計画（案）の作成 ..... <a href="#">61</a>	22-9 用地補償処理計画（案）の作成 ..... <a href="#">56</a>
第23章 写真台帳の作成	第23章 写真台帳の作成
23-1 写真台帳の作成 ..... <a href="#">61</a>	23-1 写真台帳の作成 ..... <a href="#">57</a>
参考 用地調査業務共通仕様書に基づく提出書類一覧 ..... <a href="#">62</a>	参考 用地調査業務共通仕様書に基づく提出書類一覧 ..... <a href="#">58</a>

改正後	現行
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>1-1 適用 [略]</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 「検査職員」とは、用地調査業務の完了の検査にあたって、<u>契約書第32条</u>第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>(5)～(27) [略]</p> <p><u>(28) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u></p> <p><u>(29) 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p> <p><u>(30) 「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。なお、書面は、原則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。</u></p> <p>(31)～(35) [略]</p> <p>(36) 「調査区域」とは、契約図書で用地調査等の業務を行うものと定めた地域をいう。</p> <p>(37)～(45) [略]</p> <p>1-3 用地調査等の施行の原則～1-7 調査職員 [略]</p> <p>1-8 管理技術者</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 管理技術者は、契約図書等に基づき業務の技術上の管理及び成果物の検証を行<u>わなければならない</u>。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>1-9 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1. 受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、用地調査業務等における照査技術者を定め、発注者に通知<u>しなければならない</u>。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>1-1 適用 [略]</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 「検査職員」とは、用地調査業務の完了の検査にあたって、<u>契約書第31条</u>第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>(5)～(27) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(28) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</u></p> <p>(29)～(33) [略]</p> <p>(34) 「調査区域内」とは、契約図書で用地調査等の業務を行うものと定めた地域をいう。</p> <p>(35)～(43) [略]</p> <p>1-3 用地調査等の施行の原則～1-7 調査職員 [略]</p> <p>1-8 管理技術者</p> <p>1. 受注者は、用地調査業務における管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。</p> <p>2. 管理技術者は、契約図書等に基づき業務の技術上の管理及び成果物の検証を行<u>うものとする</u>。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>1-9 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1. 受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、用地調査業務等における照査技術者を定め発注者に通知<u>するものとする</u>。</p>

改正後	現行
<p>2・3 [略]</p> <p>4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目 <u>ごと</u> にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>6. 照査技術者は、1－8 管理技術者第 1 項に規定する管理技術者を兼務することはできない。</p> <p>7 [略]</p> <p><b>1－10 担当技術者の資格 [略]</b></p> <p><b>1－11 提出書類</b></p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p><u>3. 受注者は、調査職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</u></p> <p><u>また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日付け 3 農振第 1453 号）の別紙（URL「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf</a>」）に基づくものとする。</u></p> <p><b>1－12 業務実績データの作成及び登録</b></p> <p>1. 受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、<u>登録機関に登録申請の上、AGRIS 上において調査職員の承認を受けなければならない。</u></p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2. 業務実績 <u>データの登録</u> は、原則として以下の期限内に <u>登録申請を行い、調査職員の承認を受ける</u> ものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内 <u>とする。</u></p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内 <u>とする。ただし、変更時と完了時の間が 10 日以内（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）に満たない場合は、変更時の登</u></p>	<p>2・3 [略]</p> <p>4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目 <u>毎</u> にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>6. 照査技術者は、1－8 管理技術者第 1 項に規定する管理技術者を兼務することはできない <u>ものとする。</u></p> <p>7 [略]</p> <p><b>1－10 担当技術者の資格 [略]</b></p> <p><b>1－11 提出書類</b></p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><b>1－12 業務実績データの作成及び登録</b></p> <p>1. 受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、<u>調査職員へ提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。</u></p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2. 業務実績 <u>登録通知の提出</u> は、原則として以下の期限内に <u>手続きを行う</u> ものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内 <u>に登録通知を調査職員に提出する。</u></p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内 <u>に登録通知を調査職員に提出する。</u></p>

改正後	現行
<p><u>録を省略できるものとする。</u></p> <p>(3) 完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</p> <p><b>1-13 資料等の貸与及び返却</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2. 受注者は、貸与資料等の必要がなくなった場合は、資料返却書（様式第 4 号）を添付し、ただちに調査職員に返却<u>しなければならない。</u></p> <p>3. 受注者は、貸与等資料を丁寧に扱い、<u>紛失又は</u>損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復<u>しなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p><b>1-14 関係官公庁への手続き等</b></p> <p>1. 受注者は、用地調査業務の実施に当たっては、発注者が行う<u>測量法に規定する公共測量に係る諸手続等</u>、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、用地調査業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。</p> <p>2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。</p> <p><u>3. 受注者は、測量法第 21 条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第 23 条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第 36 条（計画書についての助言）、第 37 条（公共測量の表示等）、第 40 条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。また、測量作業規程第 14 条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。</u></p> <p><b>1-15 地元関係者との交渉等</b></p> <p>1. 契約書第 12 条に定める、地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力<u>しなければならない。</u>これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接するものとし、交渉等の内容を随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>2. 受注者は、用地調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従<u>わなければならない。</u></p> <p>4. 受注者は、用地調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、</p>	<p>(3) <u>業務</u>完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内<u>に登録通知を調査職員に提出するもの</u>とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</p> <p><b>1-13 資料等の貸与及び返却</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2. 受注者は、貸与資料等の必要がなくなった場合は、資料返却書（様式第 4 号）を添付し、ただちに調査職員に返却<u>するものとする。</u></p> <p>3. 受注者は、貸与等資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復<u>するものとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p><b>1-14 関係官公庁への手続き等</b></p> <p>1. 受注者は、用地調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、用地調査業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。</p> <p>2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p><b>1-15 地元関係者との交渉等</b></p> <p>1. 契約書第 12 条に定める、地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行う<u>ものとする</u>が、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力<u>するものとする。</u>これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接するものとし、交渉等の内容を随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>2. 受注者は、用地調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従<u>うものとする。</u></p> <p>4. 受注者は、用地調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、</p>

改正後	現行
<p>設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録<u>を作成しなければならない。</u></p> <p>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更<u>しなければならない。</u>なお、変更に必要な期間及び経費は、<u>発注者と協議の上、</u>定めるものとする。</p> <p><b>1-16 成果物の検証</b></p> <p>1. 受注者は、用地調査等業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証を行った上で検証の結果を検証・照査済一覧表（様式第1号）により提出しなければならない。この場合において、1-17に定める成果物のうち地図の転写図及び用地実測平面図については、各葉ごとに、その他については表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載するものとする。</p> <p>2. 第3章から<u>第23章</u>までに定める業務について、前項の検証業務は管理技術者が行うものとする。</p> <p><b>1-17 成果物の提出</b></p> <p>1. 受注者は、用地調査業務が完了した<u>場合には、</u>設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに提出し、検査を受け<u>なければならない。</u></p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示<u>に対して</u>同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行<u>わなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p><b>1-18 関係法令及び条例の遵守 [略]</b></p> <p><b>1-19 検査</b></p> <p>1. 受注者は、契約書<u>第32条</u>第1項の規定に基づき業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出してなければならない。</p> <p>2. 発注者は、用地調査業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合、<u>受注者は、</u>検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。<u>また、</u>検査に<u>直接</u>要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>3 [略]</p> <p><b>1-20 修補 [略]</b></p> <p><b>1-21 条件変更等</b></p> <p>1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書<u>第30条</u>第1項に定める天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録<u>の作成を行うものとする。</u></p> <p>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更<u>するものとする。</u>なお、変更に必要な期間及び経費は発注者と協議の<u>うえ</u>定めるものとする。</p> <p><b>1-16 成果物の検証</b></p> <p>1. 受注者は、用地調査等業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証を行った上で検証の結果を検証・照査済一覧表（様式第1号）により提出しなければならない。この場合において、1-17に定める成果物のうち地図の転写図及び用地実測平面図については、各葉ごとに、その他については表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載<u>し、押印</u>するものとする。</p> <p>2. 第3章から<u>第22章</u>までに定める業務について、前項の検証業務は管理技術者が行うものとする。</p> <p><b>1-17 成果物の提出</b></p> <p>1. 受注者は、用地調査業務が完了した<u>ときは、</u>設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに提出し、検査を受け<u>るものとする。</u></p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示<u>する場合で、</u>同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行<u>うものとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p><b>1-18 関係法令及び条例の遵守 [略]</b></p> <p><b>1-19 検査</b></p> <p>1. 受注者は、契約書<u>第31条</u>第1項の規定に基づき業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出してなければならない。</p> <p>2. 発注者は、用地調査業務等の検査に先立って受注者に対して<u>書面をもって</u>検査日を通知するものとする。この場合<u>において</u>受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。<u>この場合</u>検査に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>3 [略]</p> <p><b>1-20 修補 [略]</b></p> <p><b>1-21 条件変更等</b></p> <p>1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書<u>第29条</u>第1項に定める天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>



改正後	現行
<p>2. 調査職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設図書の変更又は訂正の指示を行う場合は指示書によるものとする。</p> <p><b>1-22 契約変更</b></p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、用地調査業務等契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 契約書第 31 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p> <p>2 [略]</p> <p><b>1-23 履行期間の変更</b></p> <p>1. 発注者は、受注者に対して用地調査業務の変更の指示を行う場合 <u>には</u>、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知 <u>するものとする</u>。</p> <p>2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び用地調査業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3. 受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第 24 条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p><b>1-24 業務の中止</b></p> <p>1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合 <u>には</u>、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、用地調査業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による用地調査業務の中断については、1-32 により、受注者は適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><b>1-25 発注者の賠償責任</b></p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>(1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責</p>	<p>2. 調査職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設図書の変更又は訂正の指示を行う場合は指示書によるものとする。</p> <p><b>1-22 契約変更</b></p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、用地調査業務等契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 契約書第 30 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p> <p>2 [略]</p> <p><b>1-23 履行期間の変更</b></p> <p>1. 発注者は、受注者に対して用地調査業務の変更の指示を行う場合 <u>において</u> 履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知 <u>しなければならない</u>。</p> <p>2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び用地調査業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3. 受注者は、契約書第 22 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第 23 条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p><b>1-24 一時中止</b></p> <p>1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合 <u>において</u> 発注者は受注者に <u>書面をもって</u> 通知し、必要と認める期間、用地調査業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による用地調査業務の中断については、1-32 により、受注者は適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><b>1-25 発注者の賠償責任</b></p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>(1) 契約書第 27 条に規定する一般的損害、契約書第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責</p>

改正後	現行
<p>に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p><b>1-26 受注者の賠償責任</b></p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第28条に規定する一般的損害について、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第45条の規定する<u>契約不適合</u>責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p><b>1-27 部分使用</b></p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途用地調査業務等の用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>2. 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない。</p> <p><b>1-28 再委任</b></p> <p>1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断<u>を要するもの</u>をいい、受注者はこれを再委任することはできない。</p> <p>2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委任にあたっては発注者の承諾を必要としない。</p> <p>3. 受注者は、第2項に規定する業務以外の再委任にあたっては、<u>書面により</u>発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 受注者は、用地調査業務を再委任に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し用地調査等業務の実施について適切な指導、管理のもとに用地調査業務を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者が、沖縄県農林水産部の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は沖縄県農林水産部の指名停止期間中であってはならない。</p> <p><u>5. 受注者は、初回打合せ時に契約書第7条第1項から第3項に規定する再委任（予定を含む）の有無について、発注者に説明するものとし、受注者はその結果を打合せ記録簿に記録しなければならない。</u></p> <p><u>また、受注者は、契約書第7条第3項により再委任に付する場合には、作業計画書において業務組織計画等に明</u></p>	<p>に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p><b>1-26 受注者の賠償責任</b></p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第27条に規定する一般的損害について、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第40条の規定する<u>かし</u>責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p><b>1-27 部分使用</b></p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途用地調査業務等の<u>使用</u>に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>2. 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない。</p> <p><b>1-28 再委任</b></p> <p>1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断<u>等</u>をいい、受注者はこれを再委任することはできない。</p> <p>2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委任にあたっては発注者の承諾を必要としない。</p> <p>3. 受注者は、第2項に規定する業務以外の再委任にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 受注者は、用地調査業務を再委任に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し用地調査等業務の実施について適切な指導、管理のもとに用地調査業務を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者が、沖縄県農林水産部の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は沖縄県農林水産部の指名停止期間中であってはならない。</p> <p><b>[新設]</b></p>

改正後	現行
<p><u>示しなければならない。</u></p> <p>1-29 成果物の使用等 ～ 1-30 守秘業務 [略]</p> <p>1-31 安全等の確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 受注者は、屋外で行う用地調査業務に際しては、用地調査業務関係者だけでなく、権利者並びに付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努め<u>なければならない。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う用地調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じ<u>なければならない。</u></p> <p>6. 受注者は、屋外で行う用地調査業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う用地調査業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公庁の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p><u>(4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u></p> <p>7～9 [略]</p> <p>1-32 臨機の措置 [略]</p> <p>1-33 履行報告</p> <p><u>1. 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、調査職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。</u></p> <p><u>3. 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。</u></p> <p>1-34 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 ～ 1-35 個人情報の取扱い [略]</p> <p>1-36 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、2-3業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p>	<p>1-29 成果物の使用等 ～ 1-30 守秘業務 [略]</p> <p>1-31 安全等の確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 受注者は、屋外で行う用地調査業務に際しては、用地調査業務関係者だけでなく、権利者並びに付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努め<u>るものとする。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う用地調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じ<u>ておくものとする。</u></p> <p>6. 受注者は、屋外で行う用地調査業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う用地調査業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公庁の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>7～9 [略]</p> <p>1-32 臨機の措置 [略]</p> <p>1-33 履行報告</p> <p>受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>1-34 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 ～ 1-35 個人情報の取扱い [略]</p> <p>1-36 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、2-3業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p>

改正後	現行
<p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>(1) 関係法令等の遵守</u></p> <p>行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p><u>(2) 行政情報の目的外使用の禁止</u></p> <p>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p><u>(3) 社員等に対する指導</u></p> <p>① 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>② 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>③ 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p><u>(4) 契約終了時等における行政情報の返却</u></p> <p>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p><u>(5) 電子情報の管理体制の確保</u></p> <p>① 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、2－3業務計画書に記載するものとする。</p> <p>② 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>ア 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>イ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ウ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p><u>(6) 電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保</u></p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p>	<p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>(関係法令等の遵守)</u></p> <p>行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p><u>(行政情報の目的外使用の禁止)</u></p> <p>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p><u>(社員等に対する指導)</u></p> <p><u>(1)</u> 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>(2)</u> 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p><u>(3)</u> 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p><u>(契約終了時等における行政情報の返却)</u></p> <p>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p><u>(電子情報の管理体制の確保)</u></p> <p><u>(1)</u> 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、2－3業務計画書に記載するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p><u>(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)</u></p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p>

改正後	現行
<p><u>ア</u> 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p><u>イ</u> セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p><u>ウ</u> セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p><u>エ</u> セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p><u>オ</u> 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p><u>(7) 事故の発生時の措置</u></p> <p><u>①</u> 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p><u>②</u> この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> <p><b>1-37 保険加入の義務</b></p> <p><u>1.</u> 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p><u>2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p><b>1-38 環境負荷低減への取組</b></p> <p><u>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）</u></p> <p><u>(2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u></p> <p><u>(3) 環境負荷低減に配慮したものの調達</u></p> <p><u>(4) 生物多様性に配慮した事業実施</u></p> <p><u>(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p><b>1-39 調査・試験に対する協力</b></p> <p>受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、調査職員の指示によりこれに協力しなければならない。</p>	<p><u>イ</u> 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p><u>ロ</u> セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p><u>ハ</u> セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p><u>ニ</u> セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p><u>ホ</u> 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p><u>(事故の発生時の措置)</u></p> <p><u>(1)</u> 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p><u>(2)</u> この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> <p><b>1-37 保険加入の義務</b></p> <p>受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><b>1-38 調査・試験に対する協力</b></p> <p>受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、調査職員の指示によりこれに協力しなければならない。</p>

改正後	現行
<p>第2章 用地調査等業務の基本的処理</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>2-1 打合せ等 ～ 2-3 業務計画書 [略]</p> <p><b>[削除] (1-33 履行報告 に統合)</b></p> <p><b>2-4 土地への立入り等 [略]</b></p> <p><b>2-5 算定資料 [略]</b></p> <p>第2節 数量等の処理</p> <p><b>2-6 建物等の計測</b></p> <p>1. 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。</p> <p>2 ～ 5 [略]</p> <p><b>2-7 図面等に表示する数値及び面積計算</b></p> <p>1. 建物等の調査図面に表示する数値は、<b>2-6</b>の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。</p> <p>2 ～ 4 [略]</p> <p><b>2-8 計算数値の取扱い [略]</b></p> <p><b>2-9 補償額算定調書に計上する数値</b></p> <p>補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、<b>2-5</b>による計測値を基に算出した数値とするものとする。</p> <p>(1) 建物の延べ床面積は、<b>2-7</b>図面等に表示する数値及び面積計算第3項で算出した数値とする。</p> <p>(2) 構造材、仕上げ材その他の数量は、<b>2-8</b>計算数値の取扱い第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。</p>	<p>第2章 用地調査等業務の基本的処理</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>2-1 打合せ等 ～ 2-3 業務計画書 [略]</p> <p><b>2-4 調査職員への進捗状況の報告</b></p> <p><u>1. 受注者は、業務を実施した場合、用地調査等業務日報（様式第5号）を作成して調査職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、調査職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。</u></p> <p><u>3. 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。</u></p> <p><b>2-5 土地への立入り等 [略]</b></p> <p><b>2-6 算定資料 [略]</b></p> <p>第2節 数量等の処理</p> <p><b>2-7 建物等の計測</b></p> <p>1. 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない<u>ものとする。</u></p> <p>2 ～ 5 [略]</p> <p><b>2-8 図面等に表示する数値及び面積計算</b></p> <p>1. 建物等の調査図面に表示する数値は、<b>2-7</b>の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。</p> <p>2 ～ 4 [略]</p> <p><b>2-9 計算数値の取扱い [略]</b></p> <p><b>2-10 補償額算定調書に計上する数値</b></p> <p><u>1. 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、<b>2-7</b>による計測値を基に算出した数値とするものとする。</u></p> <p>(1) 建物の延べ床面積は、<b>2-8</b>図面等に表示する数値及び面積計算第3項で算出した数値とする。</p> <p>(2) 構造材、仕上げ材その他の数量は、<b>2-9</b>計算数値の取扱い第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。</p>

改正後	現行						
<p><b>2-10 補償額の端数処理</b></p> <p>建物等の補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切捨てとする。</p> <p>(1) 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。</p> <table border="0" data-bbox="201 548 854 705"> <tr> <td>100円未満のとき</td> <td>1円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>100円以上10,000円未満のとき</td> <td>10円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上のとき</td> <td>100円未満切り捨て</td> </tr> </table> <p>(2) [略]</p> <p><b>第3章 権利調査</b></p> <p><b>第1節 調査 [略]</b></p> <p><b>第2節 調査書等の作成</b></p> <p><b>3-8 転写連続地図の作成</b></p> <p>3-2地図等の転写第1項により転写した地図は、各葉を<u>複写</u>して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><b>3-9 調査書の作成 [略]</b></p> <p><b>第4章 用地測量</b></p> <p><b>第1節 境界確認</b></p> <p><b>4-1 公共用地境界の打合せ</b></p> <p>調査区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条の規定に基づき、部局長が管理する国有財産が存するとき又は、公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について調査職員の指示に基づき打合せを行<u>わなければならない</u>。</p> <p><b>4-2 資料の作成及び立会い</b></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3. 4-1の打合せの結果、3-8転写連続地図の作成により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これらに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から4-6境界立会い第2項に準じ</p>	100円未満のとき	1円未満切り捨て	100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て	10,000円以上のとき	100円未満切り捨て	<p><b>2-11 補償額等の端数処理</b></p> <p><u>1.</u> 建物等の補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切捨てとする。</p> <p>(1) 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による<u>ものとする</u>。</p> <p><u>①</u> 100円未満のとき1円未満切り捨て</p> <p><u>②</u> 100円以上10,000円未満のとき10円未満切り捨て</p> <p><u>③</u> 10,000円以上のとき100円未満切り捨て</p> <p>(2) [略]</p> <p><b>第3章 権利調査</b></p> <p><b>第1節 調査 [略]</b></p> <p><b>第2節 調査書等の作成</b></p> <p><b>3-8 転写連続地図の作成</b></p> <p>3-2地図等の転写第1項により転写した地図は、各葉を<u>転写</u>して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><b>3-9 調査書の作成 [略]</b></p> <p><b>第4章 用地測量</b></p> <p><b>第1節 境界確認</b></p> <p><b>4-1 公共用地境界の打合せ</b></p> <p>調査区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条の規定に基づき、部局長が管理する国有財産が存するとき又は、公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について調査職員の指示に基づき打合せを行<u>うものとする</u>。</p> <p><b>4-2 資料の作成及び立会い</b></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3. 4-1の打合せの結果、3-8転写連続地図の作成により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これらに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から4-6境界立会い第2項に準じ</p>
100円未満のとき	1円未満切り捨て						
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て						
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て						

改正後	現行
<p>た同意<u>を得る</u>ものとする。</p> <p><b>4-3 境界確定後の図書の作成 ～ 4-5 境界立会いの画地及び範囲 [略]</b></p> <p><b>4-6 境界立会い</b></p> <p>1. 受注者は、4-5境界立会いの画地および範囲について、各境界点に関する権利者を現地に<u>招集</u>し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行う。</p> <p>(3) 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときは、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉋（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を設置する。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3. 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し調査職員に報告し、その後の処置について指示を受け<u>なければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><b>第2節 境界測量 ～ 第3節 面積計算の範囲 [略]</b></p> <p><b>第4節 用地実測図等の作成</b></p> <p><b>4-11 用地実測図等の作成</b></p> <p>1. 用地実測図等の作成に当たっては、測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。</p> <p>(1) 用地実測図は、次の事項を標準及び調査職員が指示する事項を記入するものとする。</p> <p>① 土地の測量に従事した者の<u>氏名</u></p> <p>② 道路名及び水路名</p> <p>③ 建物及び工作物</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 用地実測図は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、一筆の土地が2葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。</p>	<p>た同意<u>書を取り付ける</u>ものとする。</p> <p><b>4-3 境界確定後の図書の作成 ～ 4-5 境界立会いの画地及び範囲 [略]</b></p> <p><b>4-6 境界立会い</b></p> <p>1. 受注者は、4-5境界立会いの画地および範囲について、各境界点に関する権利者を現地に<u>召集</u>し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行う<u>ものとする</u>。</p> <p>(3) 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときは、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉋（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を設置する<u>ものとする</u>。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3. 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し調査職員に報告し、その後の処置について指示を受け<u>るものとする</u>。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><b>第2節 境界測量 ～ 第3節 面積計算の範囲 [略]</b></p> <p><b>第4節 用地実測図等の作成</b></p> <p><b>4-11 用地実測図等の作成</b></p> <p>1. 用地実測図等の作成に当たっては、測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。</p> <p>(1) 用地実測図は、次の事項を標準及び調査職員が指示する事項を記入するものとする。</p> <p>① 土地の測量に従事した者の<u>記名押印</u></p> <p>② 道路名及び水路名</p> <p>③ 建物及び工作物</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 用地実測図<u>原図</u>は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、一筆の土地が2葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。</p>



改正後	現行
<p>2. 用地平面図の作成は、用地実測図から調査職員が指示する事項を記入するものとする。</p> <p><b>4-12 区分地上権設定範囲図の作成</b></p> <p><u>区分地上権設定範囲図の作成は、区分地上権設定図（用地平面図）と縦断図等を合成した図面を作成し、区分地上権設定の対象となる土地ごとに区分地上権設定範囲（上下範囲）及び土地の利用が妨げられる程度を算出するほか、調査職員が指示する事項を記入するものとする。</u></p> <p><b>4-13 土地調書の作成 [略]</b></p> <p><b>4-14 予定分筆</b></p> <p>調査職員の指示により取得等の区域内の土地を分筆する必要があると認められる場合には、次の各号に定めるところにより予定分筆をするものとする。</p> <p>(1) 予定分筆前の土地の地番に順次支号を付して、予定分筆後の土地の各筆の地番を定める。</p> <p>(2) 予定分筆後の土地の各筆の面積は、用地実測図原図等に表示したものによる。</p> <p>(3) 予定分筆後の土地の地番及び面積を定めた場合には、土地調査表（様式第14号）に記入する。</p> <p><b>4-15 用地境界仮杭の設置 [略]</b></p> <p><b>第5章 登記資料収集整理等 [略]</b></p> <p><b>第6章 建物等の調査</b></p> <p><b>第1節 調査 [略]</b></p> <p><b>第2節 調査書等の作成</b></p> <p><b>6-14 建物等の配置図の作成</b></p> <p>1. 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 用紙は、<u>産業</u>標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本<u>産業</u>規格（以下「日本<u>産業</u>規格」という。）A3判を用いるものとする。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本<u>産業</u>規格A列2番によることができるものとする（以下この節において同じ。）。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p><b>6-15 法令に基づく施設改善 ～ 6-25 石綿 [略]</b></p> <p><b>第3節 算定</b></p> <p><b>6-26 移転先の検討</b></p>	<p>2. 用地平面図の作成は、用地実測図から調査職員が指示する事項を記入するものとする。</p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>4-12 土地調書の作成 [略]</b></p> <p><b>4-13 予定分筆</b></p> <p>調査職員の指示により取得等の区域内の土地を分筆する必要があると認められる場合には、次の各号に定めるところにより予定分筆をするものとする。</p> <p>(1) 予定分筆前の土地の地番に順次支号を付して、予定分筆後の土地の各筆の地番を定める<u>ものとする。</u></p> <p>(2) 予定分筆後の土地の各筆の面積は、用地実測図原図等に表示したものによる<u>ものとする。</u></p> <p>(3) 予定分筆後の土地の地番及び面積を定めた場合には、土地調査表（様式第14号）に記入する<u>ものとする。</u></p> <p><b>4-14 用地境界仮杭の設置 [略]</b></p> <p><b>第5章 登記資料収集整理等 [略]</b></p> <p><b>第6章 建物等の調査</b></p> <p><b>第1節 調査等 [略]</b></p> <p><b>第2節 調査書等の作成</b></p> <p><b>6-14 建物等の配置図の作成</b></p> <p>1. 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 用紙は、<u>工業</u>標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本<u>工業</u>規格（以下「日本<u>工業</u>規格」という。）A3判を用いるものとする。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本<u>工業</u>規格A列2番によることができるものとする（以下この節において同じ。）。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p><b>6-15 法令に基づく施設改善 ～ 6-25 石綿 [略]</b></p> <p><b>第3節 算定</b></p> <p><b>6-26 移転先の検討</b></p>

改正後	現行
<p>1 [略]</p> <p>2. 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、<u>策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。</u> <u>また、概算額の積算に必要となる</u>平面図及び立面図<u>等</u>はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。 なお、調査職員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。</p> <p>3. 第1項の検討に当たり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から<u>指示を受ける</u>ものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>6-27 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定 ～ 6-33 生産設備 [略]</p> <p>6-34 附帯工作物 附帯工作物の補償額の算定は、6-21 附帯工作物で作成した資料を基に<u>附帯工作物要領により</u>行うものとする。</p> <p>6-35 庭園 ～ 6-37 立竹木等 [略]</p> <p><b>第7章 営業その他の調査</b></p> <p><b><u>第1節 調査</u></b></p> <p>7-1 営業その他の調査 ～ 7-2 営業に関する調査 [略]</p> <p>7-3 居住者等に関する調査</p> <p>1. 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 氏名等、住所（建物番号、室番号）</p> <p>(2) 居住者の家族構成（氏名、生年月日等）</p> <p>(3) 住居の占有面積及び使用の状況</p> <p>(4) 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間</p> <p><u>(5) その他必要と認められる事項</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>7-4 動産に関する調査 [略]</p> <p><b>第2節 調査書の作成 ～ 第3節 算定 [略]</b></p>	<p>1 [略]</p> <p>2. 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、<u>概算額によるものとし</u>、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、調査職員から、<u>当該</u>照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。</p> <p>3. 第1項の検討に当たり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から<u>教示を得る</u>ものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>6-27 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定 ～ 6-33 生産設備 [略]</p> <p>6-34 附帯工作物 附帯工作物の補償額の算定は、6-21 附帯工作物で作成した資料を基に<u>当該附帯工作物の移設の可否及び適否について検討し</u>、行うものとする。</p> <p>6-35 庭園 ～ 6-37 立竹木等 [略]</p> <p><b>第7章 営業その他の調査</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p>7-1 営業その他の調査 ～ 7-2 営業に関する調査 [略]</p> <p>7-3 居住者等に関する調査</p> <p>1. 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 氏名等、住所（建物番号、室番号）</p> <p>(2) 居住者の家族構成（氏名、生年月日等）</p> <p>(3) 住居の占有面積及び使用の状況</p> <p>(4) 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間</p> <p><b>[新設]</b></p> <p>2・3 [略]</p> <p>7-4 動産に関する調査 [略]</p> <p><b>第2節 調査書の作成 ～ 第3節 算定 [略]</b></p>

改正後	現行
<p><b>第8章 消費税等調査</b></p> <p>8-1 消費税等に関する調査等 [略]</p> <p>8-2 調査</p> <p>1. 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <p>(1) ～ (15)</p> <p><u>(16) 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書</u></p> <p><u>(17) 適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u></p> <p><u>(18) 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u></p> <p>(19) その他の資料</p> <p>2 [略]</p> <p>8-3 補償の要否の判定等</p> <p>1. 消費税等に関する調査書は、8-2調査の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2. 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「土地改良事業用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」<u>(令和元年10月10日付け元農振第1862号農林水産省農村振興局長通知)</u>）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第23号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認められたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。</p> <p><b>第9章 予備調査</b></p> <p><b>第1節 調査</b></p> <p>9-1 予備調査</p> <p>予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の<u>敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地</u>において回復させることの検討が必要であると認められるときに、<u>第6章建物等の調査に先立ち、企業内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額の算定を行うことにより、建物等の移転が与える影響の範囲並びに土地改良補償要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うこと</u>をいう。</p>	<p><b>第8章 消費税等調査</b></p> <p>8-1 消費税等に関する調査等 [略]</p> <p>8-2 調査</p> <p>1. 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <p>(1) ～ (15)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(16) その他の資料</p> <p>2 [略]</p> <p>8-3 補償の要否の判定等</p> <p>1. 消費税等に関する調査書は、8-2調査の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2. 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「土地改良事業用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」<u>(平成26年4月1日付け25農振第2418号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知)別添-5参考</u>）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第23号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認められたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。</p> <p><b>第9章 予備調査</b></p> <p><b>第1節 調査</b></p> <p>9-1 予備調査</p> <p>予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の<u>敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、現状の機能を構内（残地）</u>において回復させることの検討が必要であると認められるときに、<u>当該工場等の使用実態、建物等の影響の範囲及び想定される移転計画（レイアウト）の概略を把握するために行う調査</u>をいうものとする。</p>

改正後	現行
<p><b>9-2 企業内容等の調査</b></p> <p>予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、<u>移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として</u>次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) <u>所在地、名称</u>及び代表者名</p> <p>(2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目</p> <p>(3) 所有者又は占有者の組織<u>及び他に工場等を有している場合には他工場等と当該大規模工場等との関係</u></p> <p>(4) 財務状況</p> <p>(5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</p> <p>(6) 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）</p> <p><u>(7) 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容</u></p> <p>(8) その他移転計画案の検討に必要と認める事項</p> <p><b>9-3 敷地使用実態の調査</b></p> <p>予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、<u>移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として</u>次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 敷地内の使用状況等</p> <p>① 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等</p> <p>② 駐車場の位置及び収容可能台数、<u>近隣の自動車保管場所の調査</u></p> <p>③ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量</p> <p>④ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積</p> <p>(5) 9-2第6号の<u>製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u>と建物等の配置との関係</p> <p>(6) ・ (7) [略]</p> <p><b>9-4 建物調査</b></p> <p>1. 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、6-4 <u>木造建物</u>から6-6 <u>非木造建物</u>に準ずる方法により行うものとする。この場合における<u>建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再</u></p>	<p><b>9-2 企業内容等の調査</b></p> <p>予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) <u>名称、所在地</u>及び代表者名</p> <p>(2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目</p> <p>(3) 所有者又は占有者の組織</p> <p><u>(4) 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係</u></p> <p>(5) 財務状況</p> <p>(6) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</p> <p>(7) 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）</p> <p>[新設]</p> <p>(8) その他移転計画案の検討に必要と認める事項</p> <p><b>9-3 敷地使用実態の調査</b></p> <p>予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 敷地内の使用状況等</p> <p>① 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等</p> <p>② 駐車場の位置及び収容可能台数</p> <p>③ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量</p> <p>④ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積</p> <p>(5) 9-2第7号の<u>製品等の製造、加工又は販売等の工程</u>と建物等の配置との関係</p> <p>(6) ・ (7) [略]</p> <p><b>9-4 建物調査</b></p> <p>1. 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、6-4から6-6に準ずる方法により行うものとする。この場合における<u>構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度</u></p>

改正後	現行
<p><u>建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定</u>を行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><b>9-5 機械設備等調査</b></p> <p>1. 予備調査に係る機械設備、<u>機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、9-2企業内容等の調査及び9-3敷地使用実態の調査</u>の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、6-7機械設備から6-9附帯工作物までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、<u>配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定</u>を行うものとする。</p> <p><u>2. 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、調査職員の指示を受けるものとする。</u></p> <p>3. 写真の撮影は、機械設備等の概要を把握できるように行うものとする。</p> <p><b>第2節 調査書等の作成</b></p> <p><b>9-6 企業概要書 [略]</b></p> <p><b>9-7 配置図</b></p> <p>予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、9-3敷地使用実態の調査の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができるものとする。</p> <p>(1) 建物、屋外の主たる機械設備、<u>生産設備及び附帯工作物</u>、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）</p> <p>(2) 製品等の製造、加工又は販売等の工程</p> <p>(3) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1</p> <p><b>9-8 建物、機械設備等の図面作成 [略]</b></p> <p><b>9-9 移転計画案の作成</b></p> <p>1. 予備調査に係る工場等の移転計画案は、9-2<u>企業内容等の調査</u>から9-5<u>機械設備等調査</u>の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1（4）アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>(1) <u>製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u>の変更計画</p> <p>(2) 建物（<u>残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。</u>）、機械設備等の移転計画</p> <p>(3)～(7) [略]</p>	<p><u>に</u>行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><b>9-5 機械設備等調査</b></p> <p>1. 予備調査に係る<u>機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、9-4に準じて</u>行うものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>2. 写真の撮影は、<u>主たる</u>機械設備等の概要を把握できるように行うものとする。</p> <p><b>第2節 調査書等の作成</b></p> <p><b>9-6 企業概要書 [略]</b></p> <p><b>9-7 配置図</b></p> <p>予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、9-3敷地使用実態の調査の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができるものとする。</p> <p>(1) 建物、屋外の主たる機械設備<u>及び</u>生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）</p> <p>(2) 製品等の製造、加工又は販売等の工程</p> <p>(3) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1</p> <p><b>9-8 建物、機械設備等の図面作成 [略]</b></p> <p><b>9-9 移転計画案の作成</b></p> <p>1. 予備調査に係る工場等の移転計画案は、9-2から9-5の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1（4）アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>(1) <u>製品等の製造、加工又は販売等の工程</u>の変更計画</p> <p>(2) 建物、機械設備等の移転計画</p> <p>(3)～(7) [略]</p>

改正後	現行
<p>2. 前項の検討にあたり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><b>第3節 算定</b></p> <p>9-10 補償概算額の算定</p> <p>9-9で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、9-6企業概要書から9-9移転計画案の作成で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。</p> <p><b>第10章 移転工法案の検討等</b></p> <p><b>第1節 調査</b></p> <p>10-1 移転工法案の検討</p> <p>移転工法案の検討は、工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業内容等及び敷地使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、土地改良補償要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。</p> <p>10-2 企業内容等の調査</p> <p>工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、9-6企業概要書の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。</p> <p>(1) <u>所在地、名称</u>及び代表者名</p> <p>(2) 業種及び製造、加工又は販売等の<u>主な</u>品目</p> <p>(3) 所有者又は占有者の組織<u>及び他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係</u></p> <p>(4) 財務状況</p> <p>(5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先(得意先)</p> <p>(6) 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)</p> <p><u>(7) 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容</u></p> <p>(8) その他移転工法案の検討に必要と認める事項</p>	<p>2. 前項の検討にあたり、照応建物の推定建築費は9-8建物、機械設備等の図面作成に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><b>第3節 算定</b></p> <p>9-10 補償概算額の算定</p> <p>9-9で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、9-6、9-7、9-8及び9-9で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。</p> <p><b>第10章 移転工法案の検討等</b></p> <p><b>第1節 調査</b></p> <p>10-1 移転工法案の検討</p> <p>移転工法案の検討は、工場等の当該敷地(土地)の一部が取得等の対象となる場合において、当該工場等の企業内容及び敷地使用実態などを調査したうえで、現状の機能を構内(残地)において回復させる敷地内工法の移転工法案の作成を行うものとする。</p> <p>10-2 企業内容等の調査</p> <p>工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、9-6企業概要書の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。</p> <p>(1) <u>名称、所在地</u>及び代表者名</p> <p>(2) 業種及び製造、加工又は販売等の品目</p> <p>(3) 所有者又は占有者の組織</p> <p><u>(4) 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係</u></p> <p>(5) 財務状況</p> <p>(6) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先(得意先)</p> <p>(7) 製品等の製造、加工又は販売等の工程(図式化したもの)</p> <p>[新設]</p> <p>(8) その他移転工法案の検討に必要と認める事項</p>

改正後	現行
<p><b>10-3 敷地使用実態の調査</b></p> <p>工場等の敷地の使用実態の調査は、<u>移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として</u>次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、9-3 敷地使用実態の調査 の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 敷地内の使用状況等</p> <p>① 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等</p> <p>② 駐車場の位置及び収容可能台数、<u>近隣の自動車保管場所の調査</u></p> <p>③ 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量</p> <p>④ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積</p> <p>(5) <u>次のいずれかにおける</u>建物等の配置との関係</p> <p>① <u>10-2 企業内容等の調査 第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u></p> <p>② <u>9-2 企業内容等の調査 第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u></p> <p>③ <u>7-2 営業に関する調査 第2号②の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</u></p> <p>(6) その他移転工法案の検討に必要なと認める事項</p> <p>(7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影</p> <p><b>第2節 調査書等の作成</b></p> <p><b>10-4 企業概要書 [略]</b></p> <p><b>10-5 配置図</b></p> <p><u>移転工法案の検討に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、10-3 敷地使用実態の調査 の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。</u></p> <p><u>(1) 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）</u></p> <p><u>(2) 製品等の製造、加工又は販売等の工程</u></p> <p><u>(3) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1</u></p> <p><b>10-6 移転工法案の作成</b></p>	<p><b>10-3 敷地使用実態の調査</b></p> <p>工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、9-3 敷地使用実態の調査の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 敷地内の使用状況等</p> <p>① 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等</p> <p>② 駐車場の位置及び収容可能台数</p> <p>③ 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量</p> <p>④ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積</p> <p>(5) <u>10-2 第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と</u>建物等の配置との関係</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(6) その他移転工法案の検討に必要なと認める事項</p> <p>(7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影</p> <p><b>第2節 調査書等の作成</b></p> <p><b>10-4 企業概要書 [略]</b></p> <p>[新設]</p> <p><b>10-5 移転工法案の作成</b></p>

改正後	現行
<p>1. 工場等の移転工法案は、6-2 <u>建物等の配置等</u>から6-10 <u>庭園</u>まで、6-12 <u>立竹木等</u>、10-2 <u>企業内容等の調査</u>及び10-3 <u>敷地使用実態の調査</u>の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。</p> <p>この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>(1) 製品等の製造 <u>(加工) 工程</u>又は<u>商品等の流れ (図式化したもの)</u>の変更計画</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><b>10-7 補償額の比較</b></p> <p>1. <u>10-6</u>の移転工法案を作成したときは、運用方針第15第1(4)エに定める補償額の比較を行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p><b>第11章 再算定業務</b></p> <p><b>11-1 再算定業務</b></p> <p>再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する(再調査して算定する場合を含む。)ことをいう。</p> <p><b>11-2 再算定の方法</b></p> <p>建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の補償額の算定方法により行うものとする。</p> <p>(1) 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。</p> <p>(2) 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する。この場合における移転工法は、調査職員の指示による。</p> <p><b>第12章 土地評価</b></p> <p><b>12-1 土地評価 ～ 12-2 土地評価の基準 [略]</b></p> <p><b>12-3 現地踏査及び資料作成</b></p> <p>土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。</p> <p>(1) 同一状況地域区分図</p>	<p>1. 工場等の移転工法案は、6-2から6-10まで、6-12、10-2及び10-3の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>(1) 製品等の製造、<u>加工</u>又は<u>販売等の工程</u>の変更計画</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><b>10-6 補償額の比較</b></p> <p>1. <u>10-5</u>の移転工法案を作成したときは、運用方針第15第1(4)エに定める補償額の比較を行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p><b>第11章 再算定業務</b></p> <p><b>11-1 再算定業務</b></p> <p>再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する(再調査して算定する場合を含む。)ことをいう<u>ものとする。</u></p> <p><b>11-2 再算定の方法</b></p> <p>建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の<u>移転工法及び補償額</u>の算定方法により行うものとする。</p> <p>(1) 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。</p> <p>(2) 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する<u>ものとする。</u>この場合における移転工法は、調査職員の指示による<u>ものとする。</u></p> <p><b>第12章 土地評価</b></p> <p><b>12-1 土地評価 ～ 12-2 土地評価の基準 [略]</b></p> <p><b>12-3 現地踏査及び資料作成</b></p> <p>土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。</p> <p>(1) 同一状況地域区分図</p>



改正後	現行
<p>同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。</p> <p>① ～ ⑧ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 収益事例調査表及び造成事例調査表</p> <p>収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理の上作成する。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表</p> <p>格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。</p> <p>(6) 公示地及び基準地の選定調査表</p> <p>調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。</p>	<p>同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する<u>ものとする。</u></p> <p>① ～ ⑧ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 収益事例調査表及び造成事例調査表</p> <p>収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理の上作成する<u>ものとする。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表</p> <p>格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう<u>ものとする。</u></p> <p>(6) 公示地及び基準地の選定調査表</p> <p>調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する<u>ものとする。</u></p>
<p>12-4 標準地の選定及び標準地調査書の作成 ～ 12-6 残地等に関する損失の補償額の算定 [略]</p>	<p>12-4 標準地の選定及び標準地調査書の作成 ～ 12-6 残地等に関する損失の補償額の算定 [略]</p>
<p><b>第13章 補償説明</b></p>	<p><b>第13章 補償説明</b></p>
<p>13-1 補償説明</p>	<p>13-1 補償説明</p>
<p>補償説明とは、<u>土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項</u>の説明を行うことをいう。</p> <p><u>ただし、補償説明には、土地調書（共通仕様書様式第11号）及び物件調書（共通仕様書様式第22号）並びに土地改良事業用地事務処理要領（平成11年7月13日付け11構改D第478号農林水産省構造改善局長通知）第49条により作成する契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。</u></p>	<p>補償説明とは、<u>権利者に対し、土地の評価（残地等に関する損失の補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）</u>の説明を行うことをいう。</p>
<p>13-2 概況ヒアリング</p>	<p>13-2 概況ヒアリング</p>
<p>1. 受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から、<u>当該事業の計画概要</u>、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、<u>権利者ごとの補償内容、実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受け、概況を把握する</u>ものとする。</p>	<p>1. 受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から当該事業の<u>内容</u>、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、<u>補償内容、各権利者の実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受ける</u>ものとする。</p>

改正後	現行
<p>2. 受注者は、<u>現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に</u>補償説明の対象となる<u>権利者等に対し、面接等により</u>補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p><b>13-3 説明資料の作成等</b></p> <p>権利者等に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら<u>の</u>業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。</p> <p>(1) 当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討</p> <p>(2) 権利者等ごとの<u>補償説明に係る事項</u>の整理</p> <p>(3) 権利者等に対する説明用資料の作成</p> <p><b>13-4 権利者等に対する説明</b></p> <p>1. 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) <u>権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ調査職員にその方法等について確認すること。</u></p> <p>(2) 権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。</p> <p>2. 権利者等に対しては、13-3において作成した説明用資料を基に<u>補償説明</u>の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p><b>13-5 記録簿の作成</b></p> <p>受注者は、<u>権利者等と面接等により</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第25号）に記載するものとする。</p> <p><b>13-6 説明後の措置</b></p> <p>1. 受注者は、補償説明の現状及び権利者等ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。</p> <p>2. 受注者は、<u>当該権利者等に係る補償説明</u>のすべてについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。</p> <p>3. 受注者は、権利者等が説明を受け付けない、<u>又は</u>当該事業計画、<u>補償説明若しくは</u>その他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p><b>第14章 地盤変動影響調査等</b></p>	<p>2. 受注者は、<u>現地踏査後に</u>補償説明の対象となる<u>権利者等と面接し、</u>補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p><b>13-3 説明資料の作成等</b></p> <p>権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。</p> <p>(1) 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討</p> <p>(2) 権利者ごとの<u>補償内容等</u>の整理</p> <p>(3) 権利者に対する説明用資料の作成</p> <p><b>13-4 権利者に対する説明</b></p> <p>1. 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) 2名以上の者を一組として<u>権利者と面接すること</u></p> <p>(2) 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと</p> <p>2. 権利者に対しては、13-3において作成した説明用資料を基に<u>補償内容等</u>の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p><b>13-5 記録簿の作成</b></p> <p>受注者は、<u>権利者と面接し</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第25号）に記載するものとする。</p> <p><b>13-6 説明後の措置</b></p> <p>1. 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。</p> <p>2. 受注者は、<u>当該権利者に係わる補償内容等</u>のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。</p> <p>3. 受注者は、権利者が説明を受け付けない<u>若しくは</u>当該事業計画、<u>補償内容等又は</u>その他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p><b>第14章 地盤変動影響調査等</b></p>

改正後	現行
<p><b>第1節 調査</b></p> <p>14-1 地盤変動影響調査 ～ 14-2 調査 [略]</p> <p><b>14-3 水準測量</b></p> <p><u>1. 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。</u></p> <p><u>(1) 観測手簿</u></p> <p><u>(2) 計算簿</u></p> <p><u>(3) 点の記</u></p> <p><u>(4) その他必要と認められる書面及び図面</u></p> <p><u>2. 前項により難しい場合は、調査職員の指示により必要な調査を行うものとする。</u></p> <p><b>14-4 費用負担の要否の検討 [略]</b></p> <p><b>第2節 算定</b></p> <p><b>14-5 費用負担額の算定 [略]</b></p> <p><b>第15章 費用負担の説明</b></p> <p>15-1 費用負担の説明</p> <p>費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る<u>費用負担の有無</u>、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p><b>15-2 概況ヒアリング等</b></p> <p>1. 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から<u>当該事業の計画概要</u>、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、<u>権利者ごとの費用負担の内容等、実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受け、概況を把握する</u>ものとする。</p> <p>2. 受注者は、<u>現地踏査及び概況ヒアリングを行った後</u>に費用負担の説明の対象となる<u>権利者等に対し、面接等により</u>費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>15-3 説明資料の作成等</p>	<p><b>第1節 調査</b></p> <p>114-1 地盤変動影響調査 ～ 14-2 調査 [略]</p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>14-3 費用負担の要否の検討 [略]</b></p> <p><b>第2節 算定</b></p> <p><b>14-4 費用負担額の算定 [略]</b></p> <p><b>第15章 費用負担の説明</b></p> <p>15-1 費用負担の説明</p> <p>費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p><b>15-2 概況ヒアリング</b></p> <p>1. 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から<u>当該工事の内容</u>、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、<u>費用負担の内容、各権利者の実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受ける</u>ものとする。</p> <p>2. 受注者は、<u>現地踏査後</u>に費用負担の説明の対象となる<u>権利者等と面接し、</u>費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>15-3 説明資料の作成等</p>

改正後	現行
<p>権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、<u>調査職員</u>の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><b>15-4 権利者に対する説明</b></p> <p>1. 権利者に対する説明は、<u>調査職員の指示により</u>、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ調査職員にその方法等について確認すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2. [略]</p> <p><b>15-5 記録簿の作成</b></p> <p>受注者は、権利者と<u>面接等により</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を費用負担説明記録簿（様式第25号）に記載するものとする。</p> <p><b>15-6 説明後の措置</b></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3. 受注者は、権利者が説明を受け付けない<u>又は</u>費用負担の内容等<u>若しくは</u>その他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員に<u>その旨を</u>報告し、指示を受けるものとする。</p> <p><b>第16章 騒音等調査 [略]</b></p> <p><b>第17章 事業認定申請図書等の作成</b></p> <p><b>17-1 事業認定申請図書等の作成 [略]</b></p> <p><b>17-2 事業認定申請図書の作成</b></p> <p>事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受ける<u>ことを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 相談用資料作成</u></p> <p><u>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの</u></p>	<p>権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><b>15-4 権利者に対する説明</b></p> <p>1. 権利者に対する説明は、次の各号に<u>より行うもの</u>とする。</p> <p>(1) 2名以上の者を一組として<u>権利者と面接すること</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2. [略]</p> <p><b>15-5 記録簿の作成</b></p> <p>受注者は、権利者と<u>面接し</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を費用負担説明記録簿（様式第25号）に記載するものとする。</p> <p><b>15-6 説明後の措置</b></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3. 受注者は、権利者が説明を受け付けない<u>若しくは</u>費用負担の内容等<u>又は</u>その他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p><b>第16章 騒音等調査 [略]</b></p> <p><b>第17章 事業認定申請図書等の作成</b></p> <p><b>17-1 事業認定申請図書等の作成 [略]</b></p> <p><b>17-2 事業認定申請図書の作成</b></p> <p>事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受ける<u>ため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等により作成することをいう。</u></p> <p>[新設]</p>

改正後	現行
<p><u>(2) 申請図書作成</u></p> <p><u>起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書(案)を作成するもの</u></p> <p>17-3 事業計画の説明 ～ 17-5 起業地の範囲の検討 [略]</p> <p>17-6 事業認定申請図書の作成方法</p> <p>事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則(昭和26年建設省令第33号。<u>以下この章において「規則」という。</u>)第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、「別記5」の事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。</p> <p>17-7 相談用資料の作成方法</p> <p><u>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の作成は、17-6の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業認定申請書(案)</u></p> <p><u>(2) 事業計画書</u></p> <p><u>(3) 関連事業に関する協議書(案)</u></p> <p><u>(4) 法第4条地の調査及び管理者の意見書(案)</u></p> <p><u>(5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書(案)</u></p> <p><u>(6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書(案)</u></p> <p><u>(7) その他必要な書面等</u></p> <p>17-8 相談用資料の<u>添付図面の作成方法</u></p> <p><u>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、17-6の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面を併せて作成するものとする。</u></p> <p><u>(1) 起業地表示図</u></p> <p><u>(2) 法第4条地表示図</u></p> <p><u>(3) 関連事業表示図</u></p> <p><u>(4) 法第4条地管理者意見照会添付図</u></p>	<p>[新設]</p> <p>17-3 事業計画の説明 ～ 17-5 起業地の範囲の検討 [略]</p> <p>17-6 事業認定申請図書の作成方法</p> <p>事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則(昭和26年建設省令第33号)第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、「別記5」の事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。</p> <p>17-7 <b>事前</b>相談用資料の作成方法</p> <p><u>事業認定申請図書の事前相談用資料</u>の作成は、17-6の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>17-8 <b>事前</b>相談用資料の<u>提出</u></p> <p><u>受注者は、17-7の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、調査職員に当該資料を提出するものとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

改正後	現行
<p><u>(5) 起業地計画図等</u></p> <p><u>(6) 法令制限地表示図</u></p> <p><u>(7) 許認可等土地表示図</u></p> <p><u>(8) 参考資料として必要な図面</u></p> <p><u>(9) その他必要と認められる図面</u></p> <p>17-9 申請図書の作成</p> <p><u>起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書（案）の作成は、調査職員の指示により、既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。</u></p> <p>17-10 裁決申請図書の作成 [略]</p> <p>17-11 裁決申請図書の作成方法</p> <p>裁決申請図書の作成は、<u>法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行う</u>ほか、「別記5」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。</p> <p><u>(1) 裁決申請書（案）</u></p> <p><u>(2) 事業計画書</u></p> <p><u>(3) 法第40条第1項第2号関係書類</u></p> <p><u>(4) 規則第17条第2号イに定める書面</u></p> <p><u>(5) 規則第17条第3号に定める書面</u></p> <p><u>(6) 法第36条に定める土地調書（案）</u></p> <p><u>(7) 起業地の位置を表示する図面</u></p> <p><u>(8) 起業地及び事業計画を表示する図面</u></p> <p><u>(9) 土地調書に添付する実測平面図</u></p> <p><u>(10) その他必要と認められる書面及び図面</u></p> <p>17-12 明渡裁決申立図書の作成 [略]</p> <p>17-13 明渡裁決申立図書の作成方法</p> <p>明渡裁決申立図書の作成は、<u>法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行う</u>ほか、「別記5」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。</p> <p><u>(1) 明渡裁決申立書（案）</u></p> <p><u>(2) 法第47条の3第1項第1号関係書類</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>17-9 <b>本</b>申請図書の作成</p> <p><u>事業認定機関との事前相談の完了に伴う本申請図書の作成は、調査職員の指示により事前相談用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。</u></p> <p>17-10 裁決申請図書の作成 [略]</p> <p>17-11 裁決申請図書の作成方法</p> <p>裁決申請図書は、<u>法第40条及び規則第16条並びに第17条に定めるところに従う</u>ほか、「別記5」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>17-12 明渡裁決申立図書の作成 [略]</p> <p>17-13 明渡裁決申立図書の作成方法</p> <p>明渡裁決申立図書は、<u>法第47条の3及び規則第17条の6並びに第17条の7に定めるところに従う</u>ほか、「別記5」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

改正後	現行
<p><u>(3) 規則第17条の6第1号に定める書面</u></p> <p><u>(4) 規則第17条の6第2号に定める書面</u></p> <p><u>(5) 法第36条に定める物件調書(案)</u></p> <p><u>(6) 物件調書に添付する図面</u></p> <p><u>(7) その他必要と認められる書面及び図面</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>第18章 物件調書の作成 [略]</p>	<p>第18章 物件調書の作成 [略]</p>
<p>第19章 保安林解除等申請図書の作成 [略]</p>	<p>第19章 保安林解除等申請図書の作成 [略]</p>
<p>第20章 完了図書の作成</p>	<p>第20章 完了図書の作成</p>
<p>20-1 完了図書の作成</p>	<p>20-1 完了図書の作成</p>
<p>1. 完了図書の作成とは、県営土地改良事業、県管理地すべり対策事業及び県管理海岸保全事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいう。</p> <p>2. 県営土地改良事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 土地改良財産調書</p> <p>① 土地改良施設整理台帳</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>② 占・使用台帳</p> <p>③ 他目的使用調書</p> <p>④ 土地改良施設整理台帳付属図面</p> <p><u>⑤ 土地改良施設台帳</u></p> <p><u>⑥ 土地改良補償施設整理台帳</u></p> <p><u>⑦ 引継施設整理台帳</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4. 県営海岸保全施設整備事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>1. 完了図書の作成とは、県営土地改良事業、県管理地すべり対策事業及び県管理海岸保全事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいう<u>ものとする。</u></p> <p>2. 県営土地改良事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 土地改良財産調書</p> <p>① 土地改良施設整理台帳</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>② 占・使用台帳</p> <p>③ 他目的使用調書</p> <p>④ 土地改良施設整理台帳付属図面</p> <p>[新設]</p> <p><u>⑤ 土地改良補償施設整理台帳</u></p> <p><u>⑥ 引継施設整理台帳</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4. 県営海岸保全施設整備事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。</p> <p>(1) [略]</p>

改正後	現行
<p>(2) 土地改良施設調書</p> <p>① 土地改良施設整理台帳 ア～オ [略]</p> <p>② 占・使用台帳</p> <p>③ 他目的使用台帳</p> <p>④ 土地改良施設整理台帳付属図面</p> <p>⑤ <u>土地改良施設台帳</u></p> <p>⑥ 土地改良補償施設整理台帳</p> <p>⑦ 引継施設整理台帳</p> <p>(3) [略]</p> <p>20-2 現地踏査～20-3 完了図書の作成方法 [略]</p> <p>第21章 内水面漁業権等調査 [略]</p> <p>第22章 阻害要因の調査及び処理方針の作成 [略]</p> <p>第23章 写真台帳の作成 [略]</p> <p>参考 用地調査業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]</p>	<p>(2) 土地改良施設調書</p> <p>① 土地改良施設整理台帳 ア～オ [略]</p> <p>② 占・使用台帳</p> <p>③ 他目的使用台帳</p> <p>④ 土地改良施設整理台帳付属図面</p> <p>[新設]</p> <p>⑤ 土地改良補償施設整理台帳</p> <p>⑥ 引継施設整理台帳</p> <p>(3) [略]</p> <p>20-2 現地踏査～20-3 完了図書の作成方法 [略]</p> <p>第21章 内水面漁業権等調査 [略]</p> <p>第22章 阻害要因の調査及び処理方針の作成 [略]</p> <p>第23章 写真台帳の作成 [略]</p> <p>参考 用地調査業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]</p>